

北海道教育委員会広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道教育委員会が保有する教育財産、物品、印刷物等（道立学校の用に供するものを除く。以下「道有資産」という。）を民間企業等の広告（法令等に基づく表示又は国、地方公共団体その他の公共団体若しくはこれらの委託を受けた者が公共のためにする表示等であって、広告掲載料を徴収することが適当でないと教育長が認めるものを除く。以下同じ。）を掲出し、又は掲載する媒体（以下「広告媒体」という。）として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(道有資産の有効活用)

第2条 本庁の局長、本庁の室長、出先機関の長及び所管機関（道立学校を除く。）の長（以下「局長等」という。）は、その所管する道有資産の未利用部分を広告媒体として有効に活用することにより、北海道の新たな財源を確保し、もって道民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与するよう努めるものとする。

(道有資産の適正な使用)

第3条 道有資産を広告媒体として広告をする者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、北海道行政財産使用料条例（昭和39年北海道条例第29号。以下「行政財産使用料条例」という。）、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）、教育財産規則（昭和47年北海道教育委員会規則第11号）その他関係法令等の定めるところに従い、適正に使用しなければならない。

2 局長等は、その所管する広告媒体について、屋外に掲出するものを募集するときは、あらかじめ、当該広告の規格等が北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号。以下「屋外広告物条例」という。）又は当該道有資産が所在する市町村の屋外広告物等に関する条例等の規定に違反しないものであることを確認した上で募集しなければならない。

(広告掲載の範囲)

第4条 道有資産を広告媒体とする広告の掲出又は掲載（以下「広告掲載」という。）は、北海道教育委員会の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (11) 比較広告
- (12) 懸賞広告及びクーポン付き広告
- (13) その他道有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの

3 広告掲載に係る業種及び事業者並びに前項に規定する広告掲載の内容に係る基準（以下「広告

取扱基準」という。)は、総務政策局長が別に定める。

(広告掲載の付記事項等)

第5条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、原則として、北海道教育委員会の広報等と広告掲載欄とを区分し、及び当該広告掲載欄に「広告欄」等の文言を記載して民間企業等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関する事項その他必要な事項を注記するものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 局長等は、その所管する道有資産を広告媒体とする広告を掲出し、又は掲載しようとするときは、本要綱及び広告取扱基準に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項を個別の要領に定め、次に掲げる募集の条件を明示して、広告掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)を募集するものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 募集する広告の規格及び数量並びに広告掲載の期間
- (3) 広告掲載の範囲及び基準
- (4) 申込みの時期及び方法
- (5) 広告掲載料の基準となる額
- (6) その他局長等が定める事項

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(書式例1)により局長等に申し込むものとする。

(広告の選定)

第8条 局長等は、前条の規定による申込みがあったときは、本要綱及び広告取扱基準等に定める広告掲載の範囲及び基準に適合するもののうち、申込みに係る広告掲載料の額が最も高いものを選定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、局長等は、特に必要があると認めるときは、広告媒体の性質等に応じて局長等が別に定める基準により選定の順位を決定することができる。
- 3 局長等は、広告の選定に当たり、あらかじめ、総務政策局施設課長に協議するものとする。この場合において、総務政策局施設課長は、当該広告が屋外に掲出するものであるときその他必要があると認めるときは、当該選定に係る広告掲載の可否を審査するため、第11条の広告掲載審査会に付するものとする。
- 4 局長等は、第1項の選定に当たっては、その結果等について、申込みを行った広告掲載希望者に通知(書式例2及び書式例3)するものとする。

(契約書の作成等)

第9条 局長等は、広告掲載の決定をしたときは、契約書を作成し、又は当該広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)から請書若しくは承諾書(書式例4)を徴取するものとする。

- 2 前項の契約書、請書又は承諾書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 広告掲載の内容に関する事項
 - (2) 広告掲載料に関する事項
 - (3) 第10条、第15条及び第16条に定める事項
 - (4) その他局長等が必要と認める事項

(広告掲載の取消し)

第10条 局長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主へ

の催告等を行わずに広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (2) 広告主が北海道教育委員会の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 広告主が書面により、掲載取下げを申し出たとき。
- (6) 北海道教育委員会の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(審査機関)

第11条 広告掲載の可否を審査するため、広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員長は、総務政策局施設課長を、委員は総務政策局総務課長、総務政策局教育政策課広報・情報担当課長、生涯学習推進局生涯学習課長、生涯学習推進局文化財・博物館課長をもって充てる。

3 委員長は前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する事務を所管する課長又は参事を臨時の委員として加えることができる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第12条 審査会の会議は、広告媒体に関連する事務を担当する課長又は参事から広告掲載の可否に係る審査の依頼があったときその他委員長が必要と認めたときに委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告媒体及び審査する内容に関連する事務を所管する課長又は参事を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に当該道有資産が所在する市町村の職員その他の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査会の庶務)

第13条 審査会の庶務は、総務政策局施設課長において処理する。

(広告掲載料の徴収)

第14条 広告主から徴収する広告掲載料の基準となる額は、類似の取引事例を勘案の上、局長等が事前に定めるものとする。

2 広告掲載料は、広告掲載に当たり、行政財産の目的外使用の許可において、行政財産使用料条例に定める使用料を徴収する場合においても、別に徴収するものとする。

3 広告掲載料は、広告掲載に当たり、屋外広告物条例に定める許可申請における申請手数料を徴収する場合においても、別に徴収するものとする。

(広告掲載料の返還)

第15条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを北海道教育委員会に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(協議)

第17条 道有資産を媒体とする広告の実施に関し、この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、局長等及び広告主が誠意をもって協議するものとする。この場合において、局長等は、必要があると認めたときは、あらかじめ、総務政策局施設課長に協議するものとする。

(その他)

第18条 広告掲載に係る財務に関する事項は、財務規則その他関係規程の定めるところによるものとする。

2 局長等は、広告代理店を通じて広告掲載希望者の募集等を行うことができる。この場合において、広告代理店の募集及び選定並びに広告掲載に係る契約の締結等に関し必要な事項は、広告掲載希望者の募集等に関する本要綱の規定に準じて局長等が別に定めるものとする。

3 本要綱及び広告取扱基準に定めるもののほか、道有資産を広告媒体とする広告の実施に関し必要な事項は、局長等が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月12日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成29年2月27日から施行する。

(書式例 1)

広告掲載申込書

北海道教育委員会広告取扱要綱第7条の規定に基づき、広告掲載を次のとおり申し込みます。

なお、この申込書及びその添付書類については、事実と相違ないこと、法令等を遵守していること、北海道教育委員会広告取扱要綱及び同基準並びに〇〇〇広告要領（局長等が定める個別の要領の名称）を遵守すること、道税の滞納がないこと並びに消費税及び地方消費税に係る未納がないことを誓約します。

平成 年 月 日

(北海道教育委員会教育長) 様

住所 〒

商号又は名称

代表者氏名

印

記

- 1 掲載を希望する媒体の名称等
- 2 掲載希望期間
- 3 掲載希望枠数
- 4 連絡先
 - (1) 担当部署及び担当者氏名
 - (2) 電話番号及びファクシミリ番号
 - (3) 電子メールアドレス
- 5 添付書類
 - (1) 広告図面及び説明書等
 - ・ 広告図案（イメージ、ラフ・スケッチ）、文面（原稿案等）、説明書等
 - (2) 広告主に係る資料
 - ・ 会社概要等（業種のわかるもの）
 - ・ 広告主のホームページのURL

(日本工業規格 A 4)

注 この書式は例示であり、広告媒体の特性又は申込対象の実情に応じ、必要な事項を追加し、又は削除して使用すること。

(書式例3)

〇〇第 号
平成 年 月 日

(申 込 者) 様

(北海道教育委員会教育長)

広告掲載について

[広告主に対する通知文例]

平成〇年〇月〇日付けで申込みのありました広告について、掲載することとしましたので、通知します。

つきましては、北海道教育委員会広告取扱要綱第9条の規定に基づく承諾書(書式例4)及び広告原稿の版下を平成〇年〇月〇日までに提出してください。

連絡先：北海道教育庁〇〇局〇〇課〇〇〇グループ
電話番号(代) 011-231-4111 (内)

(日本工業規格A4)

注 この書式は例示であり、広告媒体の特性又は申込対象の実情に応じ、必要な事項を追加し、又は削除して使用すること。

なお、契約書を作成し、又は請書を徴取する場合は、承諾書の提出を要しない。

(書式例4)

収入
印紙

承諾書

北海道教育委員会広告取扱要綱第9条の規定及び平成 年 月 日付け(記号)第 号の広告掲載の通知に基づき、次のとおり承諾します。

平成 年 月 日

(北海道教育委員会教育長) 様

住所 〒

商号又は名称

代表者氏名

印

記

広告を掲載する印刷物の名称	
広告を掲載する面	
広告掲載料	円(うち消費税及び地方消費税 円)
広告料金納入期限	平成 年 月 日
広告原稿納入期限	平成 年 月 日
広告原稿の規格等	[例] 縦 mm×横 mm 色
備考	

広告掲載に当たり、次のとおり誓約します。

- この承諾書及び添付物の記載は、事実と相違ありません。
- 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- 北海道教育委員会広告取扱要綱及び同基準並びに〇〇〇広告要領(局長等が定める個別の要領の名称)を遵守します。
- 道税に係る滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納がありません。
- 北海道教育委員会広告取扱要綱第10条各号のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。
- 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。

(日本工業規格A4)

注 この書式は例示であり、広告媒体の特性又は申込対象の実情に応じ、必要な事項を追加し、又は削除して使用すること。

なお、契約書を作成し、又は請書を徴取する場合は、承諾書の提出を要しない。